

研究論文の作法

ー法学・政治学分野における博士論文作成に関するガイドラインー

東京大学大学院法学政治学研究科

目 次

1. 「研究」「論文」とは 1
2. 研究論文の評価 1
3. 出典と引用について 3
4. 論文の盗用・剽窃について 8

研究論文の作法

-法学・政治学分野における博士論文作成に関するガイドライン-

2011年3月10日 東京大学大学院法学政治学研究科

本ガイドラインは、東京大学大学院法学政治学研究科で博士論文を作成する際に、作成者が留意すべき点をまとめたものです。ただし、ここで記されていることは、基本的に修士論文、さらには学術論文一般にも妥当するものと考えてください。

1. 「研究」「論文」とは

「研究」とは、それまでの学問的な営為に真摯に向き合い、そこから自分自身の新しい知見を引き出し、あるいはそこに自分自身の新しい考えを加えて、新しい学問を作り出していくことをいいます。その意味で、「研究」は、ただ暗記したり、知識を吸収したり、本を読んだりする「勉強」とは大きく異なるものです。

「論文」についても、しばしば単位取得のために提出する「レポート」と区別する必要があります。レポートで何が求められているかは、もちろん指示した教員によって異なりますが、読書感想文的なもの、あるいはいくつかの文献を読んで要約したり、それに自分の意見や感想を少しばかり付け加えたものに過ぎないものでよい場合もしばしばあります。ある意味で、勉強したことをそのまま、ないしその一部を書き記したものがレポートであるといえるかもしれません。

それに対して、論文はいくつかの要件を満たす必要があります。詳しくは以下で説明しますが、基本的には、すでに存在する研究によって提示されたものとは異なる知見を、説得力のある根拠や証拠を提示しながら論理的に提示したものでないと論文とはいえません。この点を銘記しておく必要があります。

2. 研究論文の評価

研究論文の評価は、そこで発表された新しい知見や考えが優れたものであるかどうかを主たる尺度として行われます。

研究論文を書くにあたり、重要になるポイントが4つあります。

1. 先行研究を踏まえること

先行研究と自分自身の知見・考えとの区別を曖昧にし、先行研究で発表されていること

をあたかも自分自身の知見・考えであるかのように述べることは、それまで築かれてきた学問の基盤を掘り崩し、その後の学問の発展を妨げることにもなりかねない不正な行為です。研究論文で重要なことは、既存の研究では指摘されていない新しい知見を提示することにあります。したがって、研究論文執筆の出発点は、先行研究を十分批判的に吟味することです。同時に、自分の研究は、先行研究がすでに達成したことを土台として成り立っていることも認識する必要があります。その意味で、先行研究には十分な敬意を払う必要もあります。

また、先行研究を十分に検討しないまま論文を書くことは「怠慢」の誹りを免れません。十分吟味していないにもかかわらず、例えば当該分野では先行研究が存在しないと主張することも、知的に不誠実な行為といえます。

2. 独創性(オリジナリティ)

研究においてもっとも重要な要素は独創性です。既存の研究ですでに論証されていることをただ書き連ねても、学術的に価値のあることを生産したことになりません。先行研究で解明されていないこと、あるいは先行研究で示された結論と異なる知見を提示して初めて、独創性のある研究となり、学問の進歩に貢献する論文となります。

3. 先行研究の議論と自分の議論をわかりやすく区別すること

前項で述べたように、研究論文においては、先行研究を検討した上で、そこで提示されているのと異なる議論や知見を示す必要がありますが、その際に重要なのは、自分の議論と他の研究者の議論とを、明確かつわかりやすく区別することです。それは、自分の言葉と他の研究者の言葉を区別することから始めなければなりません。

先行研究で指摘されていることには丁寧に註を付し、いつ、誰が、どの文献において記したことなのか、具体的に示す必要があります。直接引用する場合には、さらに「 」(引用符)によって明示しなければなりません。

4. 説得力

たとえ以上 3 つの条件が揃っていたとしても、十分な証拠ないし根拠によって支えられていない議論では、学術的な価値をもちえません。たとえば、自分の意見を一方的に書き連ねるだけの文章は、いくら独創的であっても学術論文とはみなされません。ここでいう証拠ないし根拠とは、判例、史料(日記、回顧録、書簡など)、新聞・雑誌、議事録、公文書、聞き取り調査の結果、世論調査や実験などのデータなど、多岐に渡ります。学問の分野や専門によって、ある程度異なると考えてよいでしょう。ちなみに、聞き取り調査や世論調査、あるいは実験のデータなどは、長く保存しておく必要があります。

同時に重要なことは、論文での議論は、問題提起から結論に至るまで、論理的に展開されなければならないということです。論理の飛躍や混乱、あるいは矛盾があると、読む人

を説得することができません。

3. 出典と引用について

法学あるいは政治学研究においては、その前提として、研究の対象となる社会的事象（諸外国の法制度や政治制度、あるいは日本の判例等）について典拠を示しながら正確に記述・紹介することも、あわせて重要になります。きちんとした典拠が示されなければ、新しい知見や考えの基礎にある社会的事象の記述が正確でそれに基づく分析が論理的であるかどうかを検証することが難しくなり、論文の学問的価値が損なわれてしまうからです。研究論文において、社会的事象を記述・紹介し、先行研究を参照するにあたっては、①典拠を適切に示すことと、②適切に引用を行うことが、最低限守るべき作法となります。

以下、主として法学研究の場合をとりあげながら、いくつかの例を挙げながら具体的に説明します。

1 典拠を示す

1-1 法令、判例、学説など既存の制度や先行研究を記述・参照する場合には、必ず典拠を示す。典拠については、以下の例では便宜上カッコ（ ）内に示すが、条文番号のようなごく短いものを別として、通常は註に表記する。

例 1-1-1 フランスでは、パートタイム労働者には、同じ格付け・同等職務のフルタイム労働者の報酬を基準に、その労働時間の長さに比例した額の報酬を得る権利が、法律上保障されている（労働法典 L.3123-10 条）。

例 1-1-2 ドイツ連邦労働裁判所は、1982年4月6日の判決で、客観的な理由なくパートタイム労働者とフルタイム労働者とを差別的に取り扱うことを禁止する一般原則を明らかにした（BAG vom 6.4.1982 AP Nr.1 zu § 1 BetrAVG Gleichbehandlung）。

例 1-1-3 コロンビア大学のスーザン・スターム（Susan Sturm）教授は、現代の複雑化する雇用差別問題に焦点をあて、問題の性質・構造自体を的確に認識しつつ具体的な状況に応じて根本的・構造的に問題の解決を図ろうとする「構造的アプローチ（structural approach）」を提唱している（S. Sturm, *Second Generation Employment Discrimination: A Structural Approach*, 101 COL. L. REV. 458-568 (2001)）。

なお、外国法文献の調べ方や表記の仕方等については、板寺一太郎『外国法文献の調べ方』（信山社、2002年）、北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004年）が参考になります。

1-2 複数の典拠を示すときには、年代順にする。

例 1-2-1 日本の正規労働者と非正規労働者の賃金格差について、合理的な理由のない著しい賃金格差は、憲法 14 条、労基法 3 条・4 条が設定する公序（同一〔価値〕労働同一賃金原則）に違反するとして、法的救済を肯定する見解がある（鈴木芳明「パートタイム雇用と労働契約・就業規則」学会誌労働法 64 号 27 頁（1984 年）、山田省三「パートタイム労働問題への視座設定とその労働条件形成の法理」労旬 1229 号 23 頁（1989 年）、本多淳亮「パート労働者の現状と均等待遇原則」大阪経済法科大学法学研究所紀要 13 号 132 頁（1991 年）など）。

1-3 「通説」の典拠を示すときには代表的なものにとどめ、「多数説」の典拠を示すときには多めに示す。

例 1-3-1 労働協約より有利な定めをした労働契約の効力が認められるかにつき、通説は、協約当事者の意思が不明の場合には、有利な労働契約の効力は認められないと解している（荒木尚志『労働法』515 頁（有斐閣、2009 年）、菅野和夫『労働法〔第 9 版〕』598 頁（弘文堂、2010 年））。

例 1-3-2 いわゆるユニオン・ショップ協定の効力につき、多数説は、労働組合に加入していない労働者との関係でも、組合に入らない自由の重要性から、公序良俗に反し無効となる（民法 90 条）と解している（西谷敏『労働法における個人と集団』124 頁以下（有斐閣、1992 年）、大内伸哉「ユニオン・ショップ協定が労働団体法理論に及ぼした影響」神戸法学雑誌 49 巻 3 号 461 頁（2000 年）、鈴木隆「ユニオン・ショップへのレクイエム」島大法学 47 巻 2 号 79 頁（2003 年）、三井正信「ユニオン・ショップ」ジュリスト増刊『労働法の争点〔第 3 版〕』36 頁（有斐閣、2004 年）など）。

1-4 外国法の情報・文献でも、既に日本語の文献でその内容が紹介されたり翻訳されている場合には、日本語文献の典拠も示す。

例 1-4-1 ヨーロッパでは、社会法を、①従属労働に固有の権利、②自営労働を含む営利活動に共通の権利（労働安全衛生など）、③非営利労働にも保障される権利（無償労働に対する労災補償の適用、育児期間に対する年金上の利益保障など）、④労働形態如何にかかわらず保障される普遍的権利（医療保障、最低生活保障など）の 4 つの同心円に構成し直し、人びとの労働生活（ライフ・ステージ）の多様性に適合しうるダイナミックな法に再編すべきであるとの提言がみられている（SUPIOT (A.), *Au-delà de l'emploi : Transformations du travail et devenir du droit du travail en Europe*, Paris,

Flammarion, 1999, pp. 88 et s. この提言を紹介した日本語文献として、水町勇一郎『労働社会の変容と再生—フランス労働法制の歴史と理論』228頁（有斐閣、2001年）、島田陽一「雇用類似の労務供給契約と労働法に関する覚書」西村健一郎ほか編『新時代の労働契約法理論』62頁（信山社、2003年）がある。

2 引用を行う

2-1 法令、判例、学説など他の文献の文章を直接引用する場合には、その文章を引用符で囲み、出典を示す。

例 2-1-1 判例は、思想・信条を理由とする採用差別について、次のように述べている。

「憲法は、思想、信条の自由や法の下での平等を保障すると同時に、他方、22条、29条等において、財産権の行使、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、企業者は、かような経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであって、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないのである。憲法14条の規定が私人のこのような行為を直接禁止するものでないことは前記のとおりであり、また、労働基準法3条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない。また、思想、信条を理由とする雇入れの拒否を直ちに民法上の不法行為とすることができないことは明らかであり、その他これを公序良俗違反と解すべき根拠も見出すことはできない。」（三菱樹脂事件・最大判昭和48・12・12民集27巻11号1536頁）

2-2 引用文の内容の一部を省略するときには省略符号（……）、文や語句の一部を変更する場合には変更カッコ（〔 〕）などを付し、省略や変更の箇所がわかるようにする。

例 2-2-1 思想・信条を理由とする採用差別について、判例は、「企業者は、〔憲法22条、29条等によって保障された〕経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであって、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできない。憲法14条の規定〔は〕私人のこのような行為を直接禁止するものでな〔く〕、……また、思想、信条を理由とする雇入れの拒否を直ちに民法上の不法行為とするこ

とができないことは明らかであり、その他これを公序良俗違反と解すべき根拠も見出すことはできない」と述べている（三菱樹脂事件・最大判昭和 48・12・12 民集 27 巻 11 号 1536 頁）。

2-3 一部を省略・変更して引用したり、一部だけを引用するときには、原文の趣旨を変更しないよう十分に注意する。

例 2-3-1 【悪い例】判例は、「企業者は、〔憲法 22 条、29 条等によって保障された〕経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、…自由でこれを決定することができる」と述べている（三菱樹脂事件・最大判昭和 48・12・12 民集 27 巻 11 号 1536 頁）。

←【理由】「法律その他による特別の制限がない限り、原則として、」という留保が省略されており、例外として違法とされることがあるという原文の意図が抜け落ちている。

2-4 外国語の情報・文献について既に日本語に翻訳した文献がある場合には、その旨を明記する。

例 2-4-1 スタインフェルドは、19 世紀半ばのアメリカの労働者の状況について、次のように述べている。

「この新たな 19 世紀のアメリカ政治経済においては、賃金労働者は賃金奴隷 (wage slavery) として自らの貧困を訴えかけるときでさえも、自らのステイタスを自由で自律的な人間であると賞賛していた。賃金労働の法的性格が基本的に変化し、自己統治とは自己所有そのもの (bare self-ownership) を意味するという見方が確立された結果、賃金労働者は自らが独立者であると同時に被支配者である、すなわち公的には自らを統治しているが、私的には生産手段の所有者が定めたルールに従属している政治経済のなかにいることを知るのである。」(R. J. STEINFELD, THE INVENTION OF FREE LABOR: THE EMPLOYMENT RELATION IN ENGLISH & AMERICAN LAW AND CULTURE, 1350-1870, at 187 (1991). 同書のこの部分を訳出した日本語文献として、水町勇一郎『集団の再生—アメリカ労働法制の歴史と理論』29 頁 (有斐閣、2005 年) がある。)

研究論文を書くためのさらに本格的な心得を身につけるためには、大村敦志・道垣内弘人・森田宏樹・山本敬三『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000 年) が参考になります。

2-5 政治学では、政治史などでは歴史学に近い形で出典・引用を表記しますが(例 2-5-1)、理論に傾斜した分野では自然科学系ないし英語圏の社会科学系でよく使われる表記の仕方も使われます(例 2-5-2)。

例 2-5-1 しかし 1960 年代頃より、独立戦争についても、「軍隊とは、そのよって出てくる社会の反映にほかならない」として、「軍事を全体としての社会の文脈のなかで捉え」ようとする傾向が出てくる(1)。

(1)Don Higginbotham, "American Historians and the Military History of the American Revolution," *AHR*, 70(1964), 31, 33.

(上記のサンプルは、以下の文献から引用。斎藤眞『アメリカ革命史研究-自由と統合』(東京大学出版会、1992 年)、p.314, 354.より引用。*AHR*が American Historical Review を意味することは、本の冒頭の凡例で明記されている。)

例 2-5-2

政党システムはそれを構成する政党の数や競争のパターンなどによって「2 大政党システム」、「1 党優位政党システム」、「穏健な多党システム」などのタイプに分類される(Sartori 1976)。

参考文献リスト

Sartori, Giovanni. 1976. *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*. Cambridge University Press.

(上記の例は、以下の文献から引用。川人貞史『選挙制度と政党システム』(木鐸社、2004 年)、p.9. これは、末尾に参考文献リストを掲載する形式をとっている。参考文献リストはアルファベットあるいは五十音順に作成され、氏名の後に刊行年を記載する。

2-6 インターネットからの引用

インターネットも、紙媒体の文献などと同様、論文の情報源とすることができます。外国の図書館に所蔵されている政治家の個人文書などがインターネットを通して閲覧できる機会も増え、インターネットは研究の効率化にも貢献しています。

出典(URL)を明記しなければならない点は、他の資料と同じですが、とくに注意しなければならない点もあります。

一つは、ウェブサイトそのものとそこで提供されている情報が信用できるかどうかについて、十分吟味する必要があります。これはすべての資料に共通の問題ではありますが、インターネットの場合、その必要性はとくに高いといえます。

もう一つは、引用する際に、そのサイトのアドレスだけでなくアクセスした日付も明記すべきである、ということです。ウェブサイトは頻繁に更新され、場合によっては消えてしまいます。直接参照ないし引用した部分だけでも、印刷し、紙媒体で保存しておくこ

とが望ましいでしょう。

4. 論文の盗用・剽窃について

引用符の使用と出典表記を適切に行わずに他人の言葉を使用した場合、その行為は剽窃行為と評価されます。大学、出版界、さらには社会一般においてでも、剽窃は知的分野における権利を侵害する行為であり、絶対に行ってはならないことです。

そもそも研究業績は、個人ないし研究集団の地道な努力の成果であり、法律により個人（集団）の著作権が保護されています。他人が書いたものを自分が書いたかのように装うことは、他の人の業績を無断で自分の業績にしてしまう「盗用」（「剽窃」）であり、許されません。このような行為は研究そのものに対する冒涇でもあります。

他人の研究文献に依拠して議論を展開した場合、参考文献目録にその文献を掲載しただけでは、典拠を示したことにはなりません。具体的にどの文献のどの箇所に依拠したかを明記しなければ、やはり剽窃とみなされます。

しばしば起こるのが、明確な悪意のない剽窃です。言い訳として使われることも少なくないようです。自分では自分自身の考えで書いているような気がしても、実は先行研究をそのままぞっているにすぎない場合があります。日頃から、緊張感をもって先行研究を検討する必要がありますし、同時にその際に、丁寧にメモや記録を残すように心掛けるべきでしょう。悪意の有無にかかわらず、他人のオリジナルな見解を、出典を明示せず自分の論文に転用することは剽窃となります。引用していながら、参考文献目録にその文献を載せるだけであれば、それも剽窃となります。

なお、東京大学の科学研究における行動規範では、捏造、改ざん、盗用を不正行為としています(以下のサイトを参照。<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/res/res4/kihan/index.html>)。

あとがき

本ガイドラインは、先般本学で起きた不正行為に伴う博士学位授与取り消しという不祥事を踏まえ、剽窃・盗用等の不正行為の防止を目的として作成されました。その際には、すでに本学他部局で作成されていたこのようなガイドラインあるいはマニュアルを参考にさせていただきました。以下に記して、謝意を表したいと思います。

東京大学教養学部英語部会/教養教育開発機構「自分の言葉? 他人の言葉?—学術論文の技法—」2009年

東京大学教養学部英語部会/教養教育開発機構「知識のうらづけ/情報のみなもと—出典表記と文献記載の方法—」2009年

東京大学大学院人文社会系研究科・文学部研究倫理ワーキンググループ「言葉を大切にしよう—論文・レポート作成の心得」2010年

東京大学大学院工学系研究科「科学研究における倫理—ガイドライン—」2010年

東京大学大学院教育学研究科「信頼される論文を書くために」2010年